

津山市立保育所・認定こども園
保育業務支援システム構築業務
公募型プロポーザル実施要領

津山市こども保健部こども課
平成30年1月

目次

1. 目的
2. 業務概要
3. 予算額
4. プロポーザル対象
5. 参加条件
6. スケジュール
7. 参加申込・参加承認
8. 質問・回答
9. 提出書類について
10. 企画提案書
11. 審査方法
12. 審査基準及び配点
13. 審査結果
14. 契約
15. 情報公開
16. 提出書類の取扱い
17. その他
18. 問合せ先

1. 目的

本要領は、津山市立保育所及び認定こども園において、保育士等の業務負担の軽減を図ることを目的としたICT化推進のための「保育業務支援システム構築業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名称

「津山市立保育所・認定こども園保育業務支援システム構築業務」(以下、「本業務」という。)

(2) 業務内容

保育業務支援システム運用に必要な機器の導入、設置
保育業務支援に係るシステムの構築、導入及び保守
保育士等職員に対する研修の実施
初期データセットアップ
その他本業務に必要な業務(システム導入に伴う協議及び議事録の作成等)

(3) 業務期間 (仮稼働期間を含む)

運用機器の設置：平成30年3月31日まで
運用準備期間：平成30年4月1日から平成30年4月30日まで
リース期間：平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年間契約)

(4) 成果物

本業務の成果物として、下記のものを納入するものとする。

保育業務支援システム
本システムの設計書
ハードウェア仕様書
職員向けユーザーマニュアル(冊子、データ)
管理者用保守・運用マニュアル(冊子、データ)

(5) その他

本業務で納入されたシステムは、納入後1年間の瑕疵担保期間を設ける。
本業務の受託者と選定され、契約の締結を行った場合は、本市のセキュリティポリシーを遵守すること。

3. 予算額(消費税及び地方消費税を含む)

本業務を導入する2園を一括して1事業者に委託するものとし、システム提供期間の5年間は長期継続契約とする。本業務に係る保育業務支援システム構築、ネットワーク機器の設置・導入及び保育業務支援システムの提案見積限度額は、下記のとおりとする。

施設名	提案見積限度額（税込）
津山市立みどりの丘保育所	月額 75,000 円（総額 4,500,000 円）
津山市立勝北風の子こども園	月額 90,000 円（総額 5,400,000 円）

システム構築費、ネットワーク機器の設置・導入費用を含む。

4. プロポーザル対象

本プロポーザルでは、下表のとおり提案をすること。

区分	内訳
保育業務支援システム関連 ソフトウェア一式	業務アプリケーション等一式
ミドルウェア等	システム運用に必要なプログラムプロダクト
ハードウェア等	開発対象業務運営に必要なハードウェア及びOS

詳細については「津山市立保育所・認定こども園保育業務支援システム構築要件仕様書」を参照。

5. 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 平成28年4月1日以降に、「保育業務支援システム構築業務委託」又はそれと同様の業務委託を地方自治体等から受注した実績があること。
- (7) 岡山県内に、契約締結権を有する本社、支社、事業所、営業所等を有すること。

6. スケジュール

平成30年 1月26日（金） : 公募開始

平成30年 1月31日（水）17時 : 質問受付〆切

平成30年 2月 2日(金)	: 質問回答予定
平成30年 2月 6日(火) 17時	: 参加申込書提出期限
平成30年 2月 8日(木)	: 参加承認通知送付
平成30年 2月20日(火)	: 企画提案書等提出期限
平成30年 2月21日(水)	: 第1次審査(書類審査)結果通知
平成30年 2月23日(金)	: 第2次審査(プレゼンテーション審査)
平成30年 2月26日(月)	: 選定結果通知
平成30年 4月 1日(日)	: 契約締結

日程については、都合により変更する場合があります。

7. 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、構築要件仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書兼誓約書(様式第1号)
- イ 導入実績記載書(様式第2号)
- ウ 企画提案事業者会社概要(様式第3号)
- エ 租税(国税、津山市税(津山市に課税がある場合のみ。))の納税証明書
- オ 登記事項証明書(現在事項証明)の写し
- カ 財務諸表の写し(直近決算のもの)
- キ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書

津山市指名登録(工事・コンサル)若しくは津山市指定業者(物品・役務)に登録されている事業者は、エ・オ・カの提出は不要。

(2) 提出期間 平成30年2月6日(火)17時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所 こども保健部こども課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL(0868)32-7028 FAX(0868)32-2161

(5) 参加承認

FAX及び郵送にて、平成30年2月8日(木)に参加の可否を送付する。

8. 質問・回答

(1) 提出方法

募集要項に対して質問がある場合は、別添の質問書(様式第4号)により、FAX

で提出すること。FAX 以外の方法による質問は受付しない。

- (2) 提出期限 平成30年1月31日(水)17時まで(必着)
- (3) 提出場所 こども保健部こども課の FAX
FAX 番号(0868)32-2161
- (4) 回答方法 津山市のホームページにて公表
- (5) 回答日時 平成30年2月2日(金)予定

9. 提出書類について

企画提案者は、以下の書類を期限までに所定の場所へ提出すること。

提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があるので留意すること。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書(正本1部、副本15部)

書式等は以下「10 企画提案書について」参照。副本には会社名等が想定できる記載はしないこと。

イ (様式第5号) 価格提案書(1部)

提案価格の見積に係る積算内訳について、任意様式にて添付し提出すること。

- (2) 提出期限 平成30年2月20日(火)17時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山市こども保健部こども課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL(0868)32-7028 FAX(0868)32-2161

10. 企画提案書について

(1) 企画提案書の作成について

ア 提案書の形式は、A4版(縦置き・横置きは自由)、長辺綴じとする。

イ ページ数については、特に上限を設けない。

ウ 提案書の記述にあたっては、原則として日本語表記とし、参加者の説明がなくても理解できる内容となるように留意すること。ただし、専門用語はこの限りでないが、必要に応じて用語解説をすること。

(2) 企画提案書の記載内容について

記載内容については、仕様書の内容を踏まえ、以下の章立て・観点に沿って記述すること。

- 【 】提案の考え方について
 - ・本市にシステムを導入するうえでの考え方、方向性等について記述すること。
- 【 】提案メーカー及び提供システムの概要について
 - ・提供メーカー及び提供システムの実績、特長、その他アピールポイント等について記述すること
 - ・機能の拡張性やシステムの将来性について、具体的な取組みや事例を交えて記述すること。
- 【 】システムの機能と稼働環境について
 - ・個々の機能項目ごとに、その特長やアピールポイントを簡潔に整理して記述すること。
 - ・出力可能な帳票類等の取扱いについて記述すること（出力可能な帳票類等）。
 - ・システムの稼働環境をどのように構築するか、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等について、システム全体の構成を具体的に示すこと。
- 【 】実施体制およびスケジュールについて
 - ・円滑なプロジェクトの運営のための考え方や手法、体制、スケジュール等について示すこと。
 - ・導入時の構築業務や各種設定、初期データ登録等についての作業内容や担当、分担等について明確にすること。
- 【 】セキュリティ体制について
 - ・セキュリティに配慮したしくみや機能について記述すること。
- 【 】システム保守およびサポート体制について
 - ・バックアップの手法および障害時の復旧手法について記述すること。
 - ・システム活用支援、運用支援の考え方やサービス内容について記述すること。
 - ・ヘルプデスク対応について、具体的に記述すること。
 - ・研修会について、仕様書の内容を踏まえたうえで、その回数・対象者・時期・内容等を具体的に記述すること。
- 【 】その他、有用と思われる追加提案等（あれば）
 - ・上記項目に含まれる内容以外に、追加提案やアピールポイント等があれば記述すること。

11. 審査方法

本プロポーザルの審査は以下のとおり行う。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を別紙「審査基準」に基づき、第1次審査を行う。

審査の結果、上位3者を第2次審査の対象者とする。対象者には、結果及びプレゼンテーション実施についてFAXおよび書面で通知する。第2次審査の対象となら

なかった者に対しては、結果を FAX および書面で通知する。

ただし、プロポーザルの提案者が 3 者に満たない場合は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査を提出書類の審査及びプレゼンテーション等により実施する。

また、提案者が 1 者のみであった場合においても一定水準以上の評価を得た者は、候補者とする。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーションによる審査）

企画提案についてプレゼンテーション等を実施し、審査委員による質疑を行うものとする。

ア. 審査日時；平成 30 年 2 月 23 日（金）13 時 30 分からすこやか・こどもセンター 3 階にて実施。

イ. 提案時間

企画提案書の記載内容のうち特にポイントとなる部分についての説明、および実際の画面を用いたデモ説明（最長 20 分）。質疑応答（10 分程度、ただし、状況により延長する場合あり）。

ウ. 参加人数

1 企画提案者につき最大 5 名。

エ. 環境について

会場、プロジェクター、スクリーンについては本市で用意する。その他必要なものがあれば企画提案者で用意すること。

1.2 . 審査基準及び配点

本プロポーザルは別表の「審査基準」に基づき審査し、最優秀提案者を特定する。

1.3 . 審査結果

第 2 次審査の結果については、以下のとおり第 2 次審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法 第 2 次審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期 平成 30 年 2 月 26 日（月）（予定）

なお、候補者として決定されなかった者が、その説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから 7 日以内とし、本市からは当該提案者の得点のみ回答するものとする。

また、第 2 次審査の対象にならなかった者が、その説明を求めることができる期間は、平成 30 年 2 月 27 日（火）から平成 30 年 3 月 5 日（月）までとし、本市からは当該提案者の得点のみ回答するものとする。

1.4 . 契約

最優秀提案者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。なお、契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と

契約について協議するものとする。

15．情報公開

審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

16．提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

17．その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式第6号）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成所の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーションを欠席した場合
- カ 見積上限額を超えた見積の場合
- キ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

- る。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製，転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18. 問合せ先

津山市こども保健部こども課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL(0868)32 7028

FAX(0868)32 2161

担当者：服部